通学の手引き





福島県立相馬支援学校 生徒指導部

I 本校の通学指導について

- 1 相馬支援学校の通学指導
- 指導目標
- 指導方針
- 通学のとらえ方

Ⅱ 通学方法の種類と指導内容及び留意事項

- 1 通学方法の段階と種類、及び指導内容一覧
- 2 通学方法ごとの確認項目
 - (1) 保護者(自家用車等)送迎
 - (2) 通学バス(委託バス)
 - (3) 自力通学(徒歩、電車、バス等の公共交通機関利用、自転車)

Ⅲ通学バス運行要項

- 1 目的
- 2 利用対象児童生徒
- 3 利用許可の手順(バス乗車に向けた手続き)
- 4 利用許可の解除
- 5 通学バス契約会社
- 6 運行計画
- 7 利用規約
- 8 通学バス運行経路

IV 通学にかかわる各種届け出、許可願いについて

- 1 通学届け
- 2 通学方法の変更手続き
- 3 自転車通学許可願い

V 各種マニュアル等

- 1 通学バス車中での急病・トラブル時の対応
- 2 自然災害時における通学バスの緊急体制(登校時)
- 3 自然災害時における通学バスの緊急体制(下校時)

VI その他

1 校舎敷地内における駐車位置及び送迎ルートについて

I 本校の通学指導について

1 相馬支援学校の通学指導

相馬支援学校 生徒指導部

指導目標

- (1) 将来の就労先や福祉サービス事業所等への自力での通勤、通所を見据え、実態に 応じた通学指導を進めることで、児童生徒の自立と社会参加の基盤づくりを図る。
- (2) 安全な登下校に必要な交通ルールや公共の交通機関の利用の仕方、マナーについて、段階的かつ継続的に指導を行うことで、適切な利用方法を身に付けることができる。

指導方針

- (1) 児童生徒の実態を的確に把握し、その実態に応じた通学方法を設定するとともに、 家庭と連携しながら、将来の自立と社会参加を見据え通学について段階的な指導 を行う。
- (2) 具体的場面における指導については、必要に応じて計画し、すべての教職員の共通理解と協力のもとに一貫した指導体制で実施する。

通学のとらえかた



通学は『自立』に向けての第一歩です!

「通学」は単に家庭と学校の間を往復することではありません。子どもが社会とのつながりの中で、目的に即した活動を行う場です。そこには、将来の自立と社会参加に向けて必要な多くの内容が含まれています。

一人で通学できるということは、子どもにとって大きな自信となります。将来の目的に向 かって、親子で努力していくことに大きな意義があります。

1 通学方法の段階と種類、及び指導内容

通学方法は、障がいの程度や状況、居住地の様子、学校までの距離、所要時間、利用交通機関などの条件によって一人一人異なっています。

いずれの方法で通学する場合でも、自宅から学校までの間は、保護者の責任で安全確保を行うようにしてください。

◇通学方法の段階と種類、及び主な指導内容一覧

※学校は定期的に実施する通学指導及び緊急に実施する臨時通学指導などにより、通学を支援します。通学の方法によって<u>各種届け出、許可が必要となる場合があります</u>のでご注意ください。下記の表には通学方法の種類とその段階(目安)、主な指導内容を示してあります。通学方法を決定するにあたり参考にしてください。

段階	通学方法の種類	内容	主な指導内容
1	保護者送迎	・学校に行くことが分かり、保護者と一緒に 通学することができる。	○生活リズムの確立○自家用車の安全な乗降
2	通学バス利用	・生活のリズムが確立し、通学を意識して身 支度ができる。 ・保護者と一緒に安全に通学バスを待つこと ができる。 ・順番を守って通学バスの乗降ができる。 ・通学バス内にて出発まで静かに待つことが できる。 ・乗車中は静かに座っていることができる。	○乗降の仕方、乗車中の態度や過ご し方、安全面の確保等
3	徒歩	・歩道を利用しての安全な歩行ができる。 ・信号機の見方が分かる。 ・簡単な交通標識が分かる。 ・危険を予知し、身を守ることができる。 ・他の歩行者、自転車等の通行に迷惑をかけないで歩行できる。	○交通標識や信号機の見方 ○安全な歩行、道路の横断の仕方 ○問題が生じたときの対処の仕方 (自宅に電話をかける、人に助けを 求める、名前や学校名、住所の提示)
4	公共交通機関(電車、バス)利用	・安全で静かに乗車できる。(他の乗客に迷惑をかけない) ・路線バス降車後、通学バスまで安全に移動することができる。 ・下校時 降車する停留所が分かり、降車ボタンを押して降車できる。 ・所定の駅で問題無く乗降車することができる。 ・定期券を忘れるなど問題が生じた際に対処することができる。	○適切な利用の仕方 ○交通標識や信号機の見方 ○待合室での過ごし方 ○問題が生じたときの対処の仕方 (自宅に電話をかける、人に助けを 求める、名前や学校名、住所の提示)
5	自転車	・安全に配慮し、交通ルールを守って自転車で走行することができる。 ・自転車事故のリスクを理解することができる。 ※詳細については、別紙「許可基準」を参照。	○危険から免れるための判断力、敏 捷性 ○問題が生じたときの対処の仕方 (自宅に電話をかける、人に助けを 求める、名前や学校名、住所の提示)

2 通学方法ごとの確認項目

(1) 保護者(自家用車等)送迎

○自家用車等を使った送迎は、通学の初歩的な段階で、支援度が高い児童生徒や小学 部低学年の児童が対象となります。

毎日<u>規則正しい生活</u>をして、学校の<u>始業及び終業時刻に遅れないように</u>送迎してください。通学バスでの通学や自力通学に向けて、<u>時間を守ったり、約束事を守ったりする</u> **意識を育てていく**ようにしてください。

基本的には、通学の初歩的段階のため、後に通学バス利用、公共交通機関利用等の自力通学を行うための基盤づくりを心がけて送迎をお願いします。自家用車送迎でも、児童生徒達にとっては重要な学習のひとつです。以下の点についてご確認ください。

~保護者(自家用車等)送迎確認事項~

- 1、「シートベルトを締める、外す」、「(車のドアの) 開け閉め」、「荷物(かばん)を持つ」等、できることは自分で(児童生徒が)行う。
 - ※危険回避や移動における安全確保が難しい場合はその限りではない。
- 2、送迎の際は、職員の誘導に従い、駐車する。
- 3、学校敷地内へ出入りの際は、必ず一時停止する。
- 4、学校敷地内は、<u>最徐行(10km以内)</u>で運転する。
- 5、(校舎敷地内)一方通行を厳守する。
- 6、安全面を最優先し、児童生徒の引き継ぎは、<u>担任または担当</u> 教師と直接行う。

※児童生徒、敷地内送迎車両の安全確保を第一優先と考え、その都度駐車方法や誘導方法等の変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

|※自力通学の生徒においても雨天時等に送迎する場合は上記に準ずることとします。

(2) 自力通学

高等部から自力通学を原則としています。 (通学バスの利用はできません。) 学校を 卒業すると、ほとんどの生徒は、施設や事業所に通所(通勤)したり、企業に就労した りするため、ひとりで交通機関を利用することになります。自力通学は、卒業後の生活 をよりスムーズにするため、様々な状況に臨機応変に対応できる力をつけていく大切な 学習と経験の場となります。

自力通学の開始に当たっては、次のような点についてご家庭でよく話し合い、方法や 開始時期を担任と相談の上決定してください。

※公共交通機関利用のマナー違反、交通ルール違反等のトラブルが生じた際には、通学 方法の見直しについて検討させて頂くことがありますのでご了承ください。

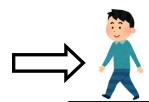
1通学の種類

- ◇徒歩诵学
- ◇公共交通機関利用(JR、福島交通バス等)
- ◆自転車通学(※校長の許可が必要です。詳細は13Pをご覧ください。)

~自力通学確認(留意)事項~

※自力通学にあたっては、最低限、下記のスキル獲得が必要となります。













(自宅)

- 身だしなみを整える
- ・定刻に出発する

(徒歩、バス、雷車、自転車)

- ・道路の歩き方(歩道、右側通行)
- ・信号の見方
- ・ 危険物の回避
- 行き先、出発番線の確認

- ・バスや電車の適切な待ち方(公共の場での過ごし方) ・定期券の使い方(お金の使い方)
- ・降車場所の確認、方法
- ・安全な乗り方、駐車方法

- ・横断の仕方
- 道順
- ・時計の見方
- ・乗車、乗り換え方法
- - · 乗車態度
 - ・緊急時の対応
 - ・電話の使い方 等

(学校)

- ・ 荷物の整理
- 着替え、清掃
- ・授業の準備等

※緊急時の位置情報確認サービスについて

・自力通学の場合、乗車するバスを間違える、電車を乗り越す等、何らかのトラブルに巻き込まれる可 能性があります。その際役に立つのが警備会社や、携帯電話会社から提供されているGPSを用いた位置 を知らせる様々なサービスです。各社それぞれでサービスが異なりますので、事前に確認をお願いしま す。

(3) 通学バス(委託バス)

児童生徒の居住区域(通学範囲)がとても広いことから、自力での通学が困難な児童生徒、保護者の通学に際する負担軽減と、自力通学に向けた学習を目的として位置づけた『通学バス』を運行しています。

<u>※通学バスはバス会社に委託して運行している公共のものであり、送迎バ</u>スではありません。

通常の路線バスと同じであるとお考えください。自宅から学校までの間に起こる様々な 出来事については、保護者の責任のもと、対応していただくことになります。

乗車対象児童生徒

基本的に本校に在籍する小学部及び中学部の児童生徒で、公共交通機関の利用が難しく、通学バスでの通学が可能な児童生徒です。乗車条件(基準)については、通学バス運行要項をご覧ください。

~通学バス確認(留意)事項~

- 1 保護者からの申し出により、補助ベルトやチャイルドシートを使用した乗車も一部認めておりますが、修繕や管理は保護者の責任でお願いします。また、取り外しが複雑な補助ベルトは、緊急時に添乗員が外せない等の生命に関わる問題に発展することも予想されますので、補助ベルトをお考えの場合には、担任と相談してください。
- 2 通学バスには、バス会社の添乗員が各1名添乗します。この添乗員は、児童生徒の支援のためではなく、児童生徒の乗降の確認や、運転に支障がないように乗車しております。荷物の上げ下げ、シートベルトの脱着等の必要な支援は、保護者が乗車して行ってください。
- 3 教員は、定期の通学指導や臨時的な通学指導が必要な場合のみ添乗しています。
- 4 児童生徒の座席位置については、学年や特性、乗降バス停に配慮した上で、総合 的に判断し、指定席としています。
- 5 通学バスの運行経路や使用するバスは、在籍する児童生徒の状況によって決められますので、年度ごとに異なる場合があります。
- 6 バス内は、自然劣化による損傷やほころび痕が見られる場合があります。利用状況により修繕の必要が生じた場合には実費、または保険で費用を負担していただくことになりますので、学校(AIG保険)を通して、または、個人で必ず保険に加入するようお願いします。損傷の程度によっては、全額保障にならない場合もありますので、ご理解ください。
- ※ 児童生徒がバス内のほころびが気になり、さらに大きくしてしまった場合等においても弁償の対象になります。乗車を希望される場合には、このようなリスクがあることをご理解ください。

通学バス運行要項

福島県立相馬支援学校

1 目 的

- ・通学バス利用を通して、将来の自力通学や公共交通機関等を利用できる力を身に付けることができる。
- ・友達と一緒に落ち着いて通学バスに乗車し、停留所での待ち方やバス乗降の仕方、乗車態度等 における実践的な決まりやマナーを身に付けることができる。

2 利用対象児童生徒

・以下の乗車条件を満たし、学校長の許可を得た者。

乗車条件(基準)

- <u>基本的に小学部および中学部に在籍する児童生徒</u>で、現在公共交通機関による通学が難しく、通学バスでの通学が可能な者。
- 自力、又は一部支援を受けながらバスの乗降ができる者。
- 通学バスのシートベルト着用時において、座位の保持ができる者。
- バス出発予定時刻に余裕をもって乗車準備が完了できる者。
- 運行に著しく支障をきたすような行為をしない者。 ※1
- ※1 具体的には下記の条件に該当しないこと。下記の行為が継続的に行われる、散見される場合においては、**安全上の観点から原則許可を認めない**。また、利用中の場合には一時的に許可を取り消す場合がありますのでご了承下さい。
- シートベルトの未装着。(走行中に外すことも含む。)
- ・周囲(友達・添乗員)への迷惑・危険行為。(つば吐き・蹴る・叩く等)
- ・器物損壊行為。(窓、壁、座席の背もたれを叩く、蹴る等)
- ・玩具など、学校での教育活動において不必要な物品の持ち込み。
- ・安全のために必要な指示や促しに対して、著しく反発、従わない等。
- ・車内への飲食物の持ち込みや、飲食。(車内は原則飲食禁止)

3 利用許可の手順(バス乗車に向けた手続き)

| 2 保護者が通学方法 | 1 通学バス利用希望! 3 担任は通学方法の変更 を担任に伝える。 上変更届(様式1)を記し : に関わる指導計画(様式2) 入し、提出する。 を記入し、管理職許可のも と、通学バス指導を実施。 4 通学バス乗車練習 5 担任は通学方法の 6 校長の許可を得て、通 (保護者、担任、担当: 変更に関わる報告(様 学バス乗車開始。 が指導) 式3)を作成する。

4 利用許可の解除

- ・ 通学バス内で、<u>他者の迷惑になる行為や運行を妨げる行為があった場合には、通学バス利用の</u> **許可を取り消す場合があります。**また、保護者に乗車観察を依頼する場合があります。
- 同一年度内に行う試乗は、原則各学期1回です。

5 通学バス契約会社

東北アクセス株式会社

南相馬市原町区深野字庚塚346-1 0244-23-2964

6 運活画

(1)運行時刻 (基本運行時)

【登校】

路線	乗降場所・時刻						
新地・相馬コース	新地町役場発	スポーツアリーナそうま発	学校着				
利地。作為一个	7:20	7:55	8:20				
南相馬コース	東ヶ丘公園南側駐車場発	サンライフ南相馬発	学校着				
円作物コース	7:45	8:05	8:20				

【下校① 月、火、水、金曜日】

路線	乗降場所・時刻					
新地・相馬コース	学校発	スポーツアリーナそうま発	新地町役場着			
利地。作為一个	14:30	14:55	15:15			
南相馬コース	学校発	サンライフ南相馬発	東ヶ丘公園南側駐車場着			
刊作物コーク	14:30	14:50	15:05			

【下校② 木曜日】

路線	乗降場所・時刻					
新地・相馬コース	学校発	スポーツアリーナそうま発	新地町役場着			
利地。作為一个	15:15	15:40	16:00			
南相馬コース	学校発	サンライフ南相馬発	東ヶ丘公園南側駐車場着			
円作物コーク	15:15	15:35	15:50			

・特別運行 下校時特別パターン(始業式・終業式・修了式等) 11:15学校発 ※運行時刻の詳細についてはその都度、別途お知らせ致します。

(2) 添乗員

- 添乗員は1名乗車します。
- ・ 通学バスの安全運行に支障がないように、児童生徒の乗降の確認や走行時の乗車状況の確認 並びに補助を行います。

(3) 運行時間等変更の連絡

- ・ 当日の通学バスの運行時刻変更や、運休等が生じた場合には、教頭または担任から保護者に 連絡をします。前日までに変更が生じた際には担任から各家庭へと連絡を致します。
- 緊急時の連絡は、電話または電子メール(学校利用の一斉配信システム)を活用して、連絡が取れる方法で行います。

(4) 乗車時の救急対応

・ 別紙「通学バス乗車中の急病・トラブル時の対応」、「自然災害時における通学バスの緊急体制」に従ってそれぞれ緊急対応を行います。

(5) 臨時乗車指導

・ 乗車態度等で特別な指導が必要な場合、適宜教員が添乗し、指導・改善を図るようにします。

7 利用規約

児童生徒の安全と通学バスの円滑な運行のため、以下の事項を厳守する。

(1) 乗降時

- バス出発予定時刻に余裕をもって乗車準備が完了できる。
- 通学バスの乗降にあたっては、送迎者が必ず同伴する。
- 乗車前には必ず排せつを済ませておくようにする。
- 健康状況等留意すべき点がある場合には、その旨を必ず添乗員に知らせる。
- ・ 送迎者は、(児童生徒の) 決められた座席における<u>シートベルトの装着を確認し、出発ま</u>で見届ける。
- ・ 登校時において、発車時刻になっても児童生徒が所定の乗降所に到着していない場合に は、通学バスは定刻に発車をする。
- ・ <u>下校時において送迎者がいない場合には、児童生徒は所定の乗降所で下車させず、そのまま学校または営業所まで帰校させる。その場合、保護者は責任をもって学校または営業所</u>まで迎えに来るようにする。
- 乗降所では、一般利用者の迷惑にならないように十分注意する。

(2) 送迎者の確認方法

・学校は送迎者の証明として「緊急引き渡しカード」を発行する。送迎者は、必ず「緊急引き渡しカード」を携行し、降車時に添乗員へ提示する。

(※安全上の観点から上記カードを持たない送迎者への児童生徒の引渡しは行わない。)

(3) 学校への連絡方法

- ・送迎者の変更や、欠席・遅刻等で利用しないことが事前にわかる場合には、前日までに学級担任に連絡する。
- ・当日欠席の場合は、学校と営業所へ連絡する。

(4) 乗降所の利用の仕方

- ・原則として乗降所の変更は認めない。やむを得ない理由により変更を希望する場合には、 担任へ連絡すること。係で検討した後、その旨を保護者へ伝える。
- ・駐車スペースについては、学校では指定しないので、一般の利用者マナーに従う。
- ・送迎者は一般の利用者とトラブルが生じないようにする。

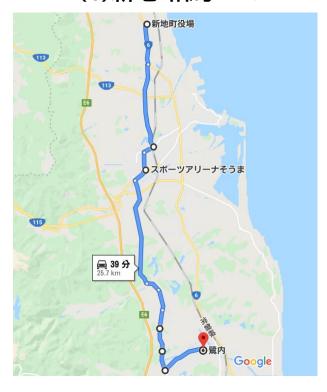
(5) その他

- ・送迎の際に緊急事態が起きた場合には、至急学校に連絡する。(Tm0244-67-1515)
- ・通学バスを利用する児童生徒は、AIG等の保険に加入する。
- ・放課後デイサービス等の利用により、通学バス利用に変更が生じた場合必ず連絡する。

8 通学バス運行経路(次項記載)

※通学バス運行経路にあたっては、安全面への配慮や交通量等の通学に要する時間を加味し、随時、見直し、変更が生じる可能性がある。また、自然災害等の緊急時においては次項に示す運行経路以外を走行することがある。(緊急時マニュアルを参照)

(1)新地・相馬コース



【登校時】

7:20 新地町役場発 ↓

7:55 スポーツアリーナそうま発

8:20 学校着

【下校時① 月、火、水、金曜日】

14:30 学校発

14:55 スポーツアリーナそうま発

15:15 新地町役場着

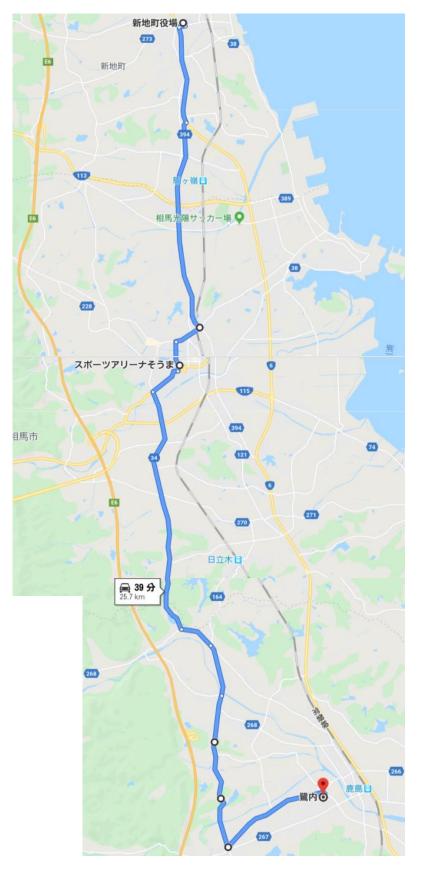
【下校時2 木曜日】

 \downarrow

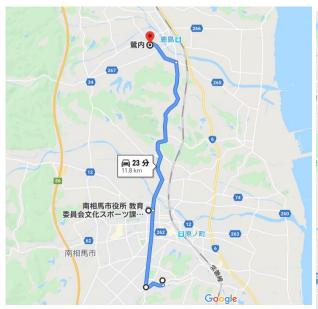
15:15 学校発

15:40 スポーツアリーナそうま発

16:00 新地町役場着



(2)南相馬コース



【登校時】

7:45 東ケ丘公園南側駐車場発

8:05 サンライフ南相馬発

8:20 学校着

【下校時①】

14:30 学校発

14:50 サンライフ南相馬発

15:05 東ケ丘公園南側駐車場着

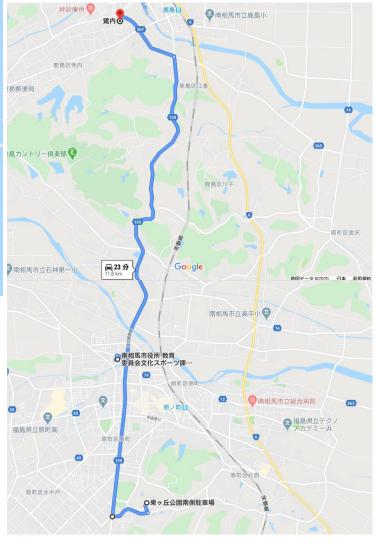
【下校時2 木曜日】

15:15 学校発

15:35 サンライフ南相馬発

↓

15:50 東ケ丘公園南側駐車場着



※令和5年度までは、新型コロナ感染症対策のため、南相馬方面コースのみ通学バス2台体制にて運行していましたが、新型コロナ感染症5類移行に伴い1台体制に変更になっていますのでご承知おきください。

1 通学届

《提出先》 担任 → 事務

通学届は、就学奨励費の事務手続きと、通学途中に事故等が起きた場合に速やかに対応するためのものです。通学方法の変更があった場合や自宅の住所、電話番号、緊急連絡先が変更になった場合、送迎者が変更になった場合(付き添いがいらなくなった場合も含みます)等には、担任から通学届を受け取り、記入例に従って必要事項をできるだけ具体的に記入し、速やかに届け出てください。

2 通学方法の変更手続き 《提出先》 担任 → 通学指導係

通学方法を変更する場合は、事前に必ず担任に相談または連絡をお願いします。その後、担任から通学方法変更希望届の用紙を受け取り、必要事項を記入のうえ、担任に提出してください。通学方法変更希望届が担任から通学指導係へ送られ、係が諸手続を完了後、一定期間希望する通学方法で<u>練習をし、その間の通学の状況等を踏まえて希望する通学方法で登校できるかどうか校長が判断します</u>。なお、通学の練習開始日は担任よりお知らせいたしますのでそれまでの間は変更を希望する前の方法で通学してください。緊急に変更する必要がある場合には、その旨お申し出ください。

※次のようなときに通学方法変更届が必要です。(様式1、2、3)

- 保護者(自家用車等)送迎

・通学バスや自力での通学に変更したい場合

通学バス(委託バス)

- ・自力通学や自家用車等での通学に変更したい場合
- ・自宅からバス停車場までの通学方法を変更したい場合
- 乗降するバスルート及びバス停車場を変更したい場合

※通学バスや路線バスへの希望をする場合、練習日の初日は必ず保護者が同乗してください。

- 自力通学

- ・自宅からバス停車場または駅までの通学方法を変更したい場合
- ・利用する交通機関を変更したい場合

3 自転車通学許可願い

《提出先》 担任 → 通学指導係

自転車通学を希望する場合においては、以下のとおり許可願いの提出が必要となります。 また、生徒の通学に関する安全面への配慮から、許可に際しては別紙に定める許可基準すべてに該当する場合のみとなりますのでご了承下さい。

- ※許可願いは道路交通法に基づき、安全な通学のための必要項目を参考としながら作成した ものとなります。
- ※自転車通学開始に際しては、担任を通じて許可願いを提出後、通学指導係が許可基準項目 3の確認を行った上で最終的に校長が許可の可否を判断します。実際に自転車での通学が 可能となるのは許可が下りた翌日からとなりますのでご留意ください。

校長	教頭	生徒指導主事	担任

(生徒指導部通学指導係)

自転車通学許可願い(※見本)

相馬支援学校長 様

私は、交通ルールを守り自転車通学をしたいと思いますので許可くださるようお願いいたします。 もし、下記事項と別紙に定める本校の自転車通学許可基準に違反したときは、自転車通学許可の停止、または取り消しを受けることを承諾いたします。また、裏面の許可基準における1及び2の項目に関して問題のないことを(図をつけて)確認し、3の項目における確認においては学校に一任することを併せて承諾いたします。

記

- 1 交通規則を守り、細心の注意を払って事故のないよう安全運転をします。
- 2 自転車においては、常に点検整備をし、安全運転を妨げる器具を取り付けたり改変したりしません。
- 3 本校の指定する通学路を守って、通学します。

	(1)				どちらか	150)							
		Α	自宅	~	校	•	В	自宅	\sim	最寄り駅	(駅)		
	2	理由												
	3		経路の断	部図			所要	詽 : <u>※</u>	J	<u>分</u>	距離: <u>約</u>	<u>km</u>		
	4	加入伊	科険名											
令和	上	声 月		3 所								-		
			生徒	: 名	高等語	形	年	組旦	名			-		
			保護	皆名							戶]		

福島県立相馬支援学校自転車通学許可基準

生徒指導部通学指導係

下記すべての項目に該当した場合のみ、自転車通学を許可することとする。(一つでも該当しない項目があった場合には原則、許可をしない。)

1、通学車について	※保護者チェック欄(点線の枠内) -
□防犯登録した自転車であること	
□普通自転車であること(競技用車は不可)	
□ハンドルやサドルが自身の体系にあったものである	こと (改造車でないこと)
□ライト、反射板、ベルが付いた自転車であること	
□定期的にメンテナンスされた自転車であること(以	下の点において不具合が見られる場合
には許可を認めない)	
・ブレーキ(左右ともに適正に効くか)	
・タイヤ(空気圧、パンク、溝の減り具合)	
・ハンドル、サドル (ゆがみ、高さ)	
・チェーンの緩み、錆	
・ベル (正常に作動するか)	
・鍵(正常に作動するか)	
2、その他	
□通学に際して、学校または最寄り駅・停留所まで2	km以上である。
□自転車は軽車両であり、公道を走行することで加害	者となりうることを理解している。(万
が一事故を起こしてしまった場合には刑事上、民事	上の責任が問われる可能性があること
を理解している。)	
□自転車保険に加入している。(事故の場合における被	害者及び家族、自身の怪我等への補償)
※令和4年4月1日より義務化	
3、登下校時における自転車通学ルールについて	※通学指導係チェック欄
	(☑担当者:
□一時停止、徐行、一方通行等の標識の意味を理解し	
□左側通行を理解し、車道または、自転車通行可の歩	道を適切な速度で走行することができ
వ <u>ి</u> .	
□歩道を走行する際は、歩行者に配慮し、車道寄りを	徐行することが分かる。
□二人乗り運転や並進走行をしていない。	
□蛇行運転や過度なスピードでの走行、よそ見等なく	安全に運転することができる。
□歩行者や各種障害物(標識、建物等)にぶつかる事	無く運転することができる。
□交差点での信号を守り、一時停止・安全確認を確実	に行うことができる。
□携帯電話、音楽プレーヤー等を見たり、聞いたりし	ながらの運転をしていない。
□雨天時の走行は、傘ではなく、レインコートを着用	して走行することが分かる。
□視力(視野を含む)に問題が見られない。(両目 0.7	7以下、片目 0.3 未満は原則不可)
□自転車の安全運転に支障が生じる怪我や疾病等が無	₹V ` °

≪通学バス車中での急病・トラブル時の対応≫

添乗員からトラブル発生の連絡 バス担当者が状況把握 ※生命にかかわると考えられる場合 ※校長、教頭、教務主任、生 状況についてのやりとり は、添乗員の判断で救急車要請 徒指導主事、学部主事との相 (119番) 乗車継続の可否 ※最終判断は、添乗員の意向を尊重 乗車継続が不可能 乗車継続が可能 (バス担当・学級担当) (学部主事) 教頭へ報告 バス追走 (登校時) 学校まで運行し、担任が保護 者に引き渡す。 (担任) (下校時) 保護者へ連絡 降車場所での保護者への説 追いついたところで車内待 明依頼。 機または児童生徒下車 バス担当 (バス担当もしくは担任) は、随時、添乗員、担任と 保護者へ引き渡し、今後 携帯電話等で の対応について連絡調整 連絡を取り合 い、調整を図 報告、今後の対応について検討 校長へ報告 (教頭、教務主任、学部主事、生徒指導主事、担任、担当、バス担当) ※急病等の対応について (担任) 1 生命にかかわると考えられる場合は添乗員が救急車を手配する。(バスの緊急停 車地点の確認)。 保護者へ連絡、確認 並行して、学校に連絡する。 (今後の対応について) 学校からは、担任または関係する職員が病院へ向かい、バス担当者がバスに向か 2 継続乗車が不可能な場合、バスは最寄りの安全な場所に停車し、教員または保護 (バス担当) 者の到着を待つ。 3 担任・関係する担当は、保護者に引き渡すまで、原則として待機する。それ以外 バス会社(添乗員)への報告 の対応が必要なときは、学校と事前相談する。 4 継続乗車が可能である場合、登校時は学校まで運行し、その後担任が保護者に引

き渡す。下校時は、添乗員が降車場所で保護者へ説明をする。

≪自然災害時における通学バスの緊急体制≫ **登校時**

通学バス始発停留所から出発

大規模地震発生

添乗員へ連絡し状況確認 ※連絡が可能だった場合

状況1~5に応じて対応

添乗員へ連絡し状況確認 ※連絡が不可能だった場合 通学指導係がバス ルートを走行して状 況を把握する。

状況1 道路異常なし 走行可能

通常通り学校まで運行。

状況2 道路異常あり 走行可能

バスが始発停留所に戻ることができる場合。

※現在地から先には行けない が、始発停留所には戻るこ とができる。

対応①

乗車した児童・生徒を乗せたままバスは、始発停留所に戻る。

対応②

通学指導係は、始発停留所に向かう。

対応③

バスに乗車している児童・生徒の 担任は、保護者に東ヶ丘公園南側駐車場、サンライフ(南相馬コース)、 新地町役場、スポーツアリーナそう ま(相馬コース)に迎えに行っても らうように連絡する。 状況3 道路異常あり 走行可能

バスが始発停留所に戻ることはできないが、現在地から少しであれば移動可能。

対応①

乗車した児童・生徒を乗せたま! まバスは、その場から一番近い停! 留所に移動する。

対応②

通学指導係は、その停留所に向かう。

対応③

バスに乗車している児童・生徒 の担任は、保護者に停留所の場所 を伝え、その場に迎えに行っても らうように連絡する。 状況 4 道路異常あり 走行不可能

バスが現在地から移動不可能。

対応①

乗車した児童・生徒を乗せたま まバスは、その場で待機。

対応②

通学指導係は、その場に向かう。

対応③

バスに乗車している児童・生徒 の担任は、保護者に場所の説明を し、その場に迎えに行ってもらう ように連絡する。 状況 5 道路異常あり 走行不可能

バスが現在地から移動 不可能。

通学指導係も現在地へ 行けない。

対応(1)

警察に連絡し、状況を伝え、 児童・生徒を安全な場所に誘 導していただくよう依頼。

対応②

バスに乗車している児童・ 生徒の担任は、保護者に状況 を説明し、いつでも迎えに出 られるように待機してもら うように連絡する。

※津波が想定される場合 においては、上記の状況を 踏まえながら学校と連絡 調整を行い、内陸部へと避 難する。(具体的な避難経 路や避難場所については 状況に応じて学校長が判 断することとする。)

≪自然災害時における通学バスの緊急体制≫ **下校時**

通学バス出発 大規模地震発生 添乗員へ連絡し状況確認 ※連絡が可能だった場合 状況 1 ~ 5 に応じて対応

添乗員へ連絡し状況確認 ※連絡が不可能だった場合 通学指導係がバス ルートを走行して状 況を把握する。

状況1 道路異常なし 走行可能

通常通り最終バス停まで 運行。

児童・生徒を保護者へ引き渡しする。

状況2 道路異常あり 走行可能

バスが学校に戻ることがで きる場合。

※現在地から先には行けない が、学校には戻ることがで きる。

対応(1)

下車していない児童・生徒を乗 せたままバスは、学校に戻る。

対応②

バスに乗車している児童・生徒 の担任は、保護者に学校に迎えに 来てもらうように連絡する。

※津波が想定される場合においては、上記の状況を踏まえながら学校と連絡調整を行い、内陸部へと避難する。(具体的な避難経路や避難場所については状況に応じて学校長が判断することとする。)

状況3 道路異常あり 走行可能

バスが学校に戻ることはできないが、現在地から少しであれば移動可能。

対応①

下車していない児童・生徒を乗せたままバスは、その場から一番 近い停留所に移動する。

対応②

通学指導係は、その停留所に向かう。

対応③

バスに乗車している児童・生徒 の担任は、保護者に停留所の場所 を伝え、その場に迎えに行っても らうように連絡する。 状況 4 道路異常あり 走行不可能

バスが現在地から移動不可 能。

対応①

下車していない児童・生徒を乗 せたままバスは、その場で待機。

対応②

通学指導係は、その場に向かう。

対応③

バスに乗車している児童・生徒 の担任は、保護者に場所の説明を し、その場に迎えに行ってもらう ように連絡する。 状況5 道路異常あり 走行不可能

バスが現在地から移動 不可能。

通学指導係も現在地へ 行けない。

対応①

警察に連絡し、状況を伝え、 児童・生徒を安全な場所に誘 導していただくよう依頼。

対応②

バスに乗車している児童・ 生徒の担任は、保護者に状況 を説明し、いつでも迎えに出 られるように待機していて もらうように連絡する。